

改正 平成12年7月7日条例第103号 平成19年12月18日条例第44号
平成20年3月24日条例第10号 平成21年3月26日条例第7号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の機関の名称は、旭川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

第3条 削除

第4条

（組織）

第4条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長の職務の代理）

第6条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第8条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

（民生委員審査専門分科会）

第9条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保険部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 旭川市児童福祉審議会条例（昭和28年旭川市条例第8号）は、廃止する。

附 則（平成12年7月7日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の（中略）旭川市社会福祉審議会条例の規定は、平成12年6月7日から適用する。

附 則（平成19年12月18日条例第44号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成20年4月規則第40号で、同20年5月1日から施行）

附 則（平成20年3月24日条例第10号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市社会福祉審議会条例第1条の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成21年3月26日条例第7号）

この条例は、平成21年5月10日から施行する。